

ごみ焼却施設包括的運営事業  
【参加申込手続き以外の項目に関する質問に対する回答書】

## 1. プロポーザル提案説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

## 2. 様式集【様式第1号～様式第12号】に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

## 3. 事業提案書【様式第8号】に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	様式全般	提案項目	様式内に記載の提案項目と優先交渉権者選定基準書「別紙 評価の視点と対応様式」における評価の視点の記載内容に違いがありますが、本様式の記載を正としてよろしいでしょうか。 例：様式第8号-11「①清掃管理方法について」「搬入物や使用する資材等の敷地内外への臭気及び飛散防止対策」など	お見込みのとおりです。 搬入物の臭気対策も含めた清掃管理方法をご提案ください。
2	—	様式全般	提案項目	様式第8号-11に記載の提案項目が優先交渉権者選定基準書「別紙 評価の視点と対応様式」における評価の視点の内容と異なりますが、臭気対策を加えた内容を提案することでよろしいでしょうか。	No.1 の回答のとおりです。

## 4. 事業費内訳書【様式第9号】に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

## 5. 優先交渉権者選定基準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

## 6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	3	第1章 第1節 1.1.2 6) 表1-1-2	対象施設とその範囲	対象施設名に「地域農業者用給水設備」とありますが、 本設備に供給する水の水質は、「同要求水準書 13頁 第1章 第2節 1.2.15 (1)再利用水(雑用水)に関する基準」を遵守すればよいと理解してよろしいでしょうか(同要求水準書 26頁 第4章 4.1.14 (1)も同様。)	お見込みのとおりです。

6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
2	3	第1章 第1節 1.1.2 6) 表1-1-2	対象施設とその範囲	地域農業者用給水設備に供給する水質の基準については、13頁 第1章 第2節 1.2.15 (1)再利用水(雑用水)に関する基準」を遵守するという点でよろしいでしょうか。	No.1 の回答のとおりです。
3	7	第1章 第2節 1.2.5	協定の遵守	「発注者が…以下の協定を順守すること。」とありますが、運営事業者は当該協定の当事者ではないものもあるため、各当事者が当該協定を遵守するにあたり、必要な協力をするものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、協定内容を遵守する上で必要な場合は、直接の当事者でない場合でも発注者と協力しながら本事業に取り組んで下さい。
4	7	第1章 第2節 1.2.7	官公署等申請への協力	「発注者が行う…運営事業者の責任と負担により行うこと。」とありますが、運営管理に係る申請にあたって、合理的に必要な場合は、発注者のご協力を頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	7	第1章 第2節 1.2.7	官公署等申請への協力	運営管理に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行いますが、発注者の協力が合理的に必要なと判断された場合には、ご協力をいただけるということでもよろしいでしょうか。	No.4の回答のとおりです。
6	7	第1章 第2節 1.2.9	他事業等への協力	「発注者及び…協力すること。」とありますが、通常業務に支障のない範囲で協力をするものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、通常業務に支障の無い範囲での協力を求めることを基本としています。 ただし、本施設は、地域の活動の場として利用も想定していることから、発注者の要請に応じて運営事業者の協力を求めることを意図したものです。
7	9	第1章 第2節 1.2.13 1) 表1-2-2	処理対象物	処理対象物に「可燃ごみ、…災害廃棄物のうち可燃物」とありますが、以下の事項をご教示願います。  ①現在、みやま市及び柳川市のごみ受入基準はそれぞれ異なっておりますが、運営事業期間の開始日時点においては、統一されるものと理解してよろしいでしょうか。  ②「リサイクル施設から排出される可燃残渣」とありますが、1日あたりの搬入量をご教示願います。	①お見込みのとおりです。  ②参考として、令和元年度の「リサイクル施設から排出される可燃残渣」の搬入量と搬入頻度を回答します。 ・みやま市 搬入量:131.74t/年 搬入頻度:10~12回/月 ・柳川市 搬入量::21.29t/年 搬入頻度:6回/月
8	9	第1章 第2節 1.2.13 1) 表1-2-2	処理対象物	柳川市及びみやま市において、両市のごみの受入基準に違いがあった場合には、本運営事業の開始時点までに合致すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	9	第1章 第2節 1.2.13 2) 表1-2-3	生成物	本表に記載されている各生成物の性状は、「同要求水準書 10頁 第1章 第2節 1.2.14 2) (2)焼却残渣に関する基準」を遵守すればよいものと理解してよろしいでしょうか(「同要求水準書 24頁 第4章 4.1.5 (2)」も同様。)	お見込みのとおりです。
10	9	第1章 第2節 1.2.13 2) 表1-2-3	生成物	搬出先への搬出する飛灰と飛灰処理物の割合についてご教示願います。	生成物のうち、飛灰については、基本的に飛灰処理物として最終処分場に搬出する予定です。 現時点での計画では、飛灰のセメント原料化施設への搬出については、緊急避難的な対応として想定しています。

6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
11	10	第1章 第2節 1.2.14 2) (3)	処理水基準	本基準を遵守するにあたり、必要な水質の測定頻度・項目は、「同要求水準書 50～53頁 別紙6 環境・施設モニタリング」に関する業務範囲を参照すればよいものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	10	第1章 第2節 1.2.14 2) (3)	処理水基準	処理水が下水道排除基準を遵守できているかを確認するための水質調査内容(・項目・頻度)については、「要求水準書 51項 別紙6 環境・施設モニタリング」に関する業務範囲を参照するということによろしいでしょうか。	No.11の回答のとおりです。
13	12	第1章 第2節 1.2.14 (6)	焼却条件及び公害防止条件、処理水、粉じんに関する基準	排水水における規制基準の記載がありませんが、排水水における規制基準は、関係法令によるものと理解してよろしいでしょうか。	排水水の規制基準は、要求水準書10ページ(3)処理水基準が該当するものとしてください。
14	13	第1章 第2節 1.2.15	再利用水(雑用水)に関する基準	再利用水(雑用水)に関する基準につきまして、柳川浄化センターの放流水の水質データおよびその年間における当該水質の変動データに関する資料を開示いただけますでしょうか。	公開できる範囲のデータについて、参加資格者に対して閲覧資料として開示できるようにします。
15	13	第1章 第2節 1.2.15	再利用水(雑用水)に関する基準	「本事業に……管理すること。」とありますが、水質管理を行う目的で、柳川浄化センターの放流水の水質データに関する資料を提供いただくことは可能でしょうか。	No.14の回答のとおりです。
16	15	第1章 第2節 1.2.22	新技術等への対応	「本施設又は…発注者及び受託者は…」とありますが、下線部は「運営事業者」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	16	第1章 第3節 1.3.1	事業条件	「本事業は、…従うものとする。」とありますが、現時点で想定されている、運営事業者に求める事項等あればご教示願います。	1.3.1事業条件に記載の内容が運営事業者に求める事項となります。
18	17	第1章 第3節 1.3.6 (5)	包括的運営事業終了時の引渡条件	「発注者が…含むものとする。」とありますが、運営事業者の営業機密情報や固有のノウハウを含む場合は、当該部分については協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	18	第2章 第1節 2.1.1 表2-1-1	必要な資格者(参考)	資格の種類として「電気主任技術者」「ボイラー・タービン主任技術者」とありますが、電気事業法に基づき、本主任技術者の選任は、設置者である発注者にて選任するものと理解してよろしいでしょうか。	「電気主任技術者」「ボイラー・タービン主任技術者」とも運営事業者より選任してください。
20	18	第2章 第1節 2.1.1 表2-1-1	必要な資格者(参考)	必要な資格者のうち「電気主任技術者」「ボイラー・タービン主任技術者」の記載がありますが、この主任技術者の選任については、電気事業法に基づき発注者にて選任されるものということによろしいでしょうか。	No.19の回答のとおりです。

6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
21	20	第3章 3.1.3	搬入者への対応	「ごみ搬入時に…連絡すること。」とありますが、当該事象発見時の対応は、発注者側で実施して頂き、運営事業者はその協力をするものと理解してよろしいでしょうか。	当該事象を発見した場合は、運営事業者が事象の拡大防止に向けた応急対応を行った上で、発注者へ連絡することを意図したものです。(応急対応の例:強い臭気を感知した場合;運営事業者で対応可能な範囲で消臭剤を散布。ごみ漏出の恐れを発見した場合;運営事業者で対応可能な範囲でごみ漏出防止の措置を実施)運営事業者からの連絡を受け、発注者が当該搬入者に対して指導します。
22	20	第3章 3.1.4 (2)	計量	「後納制度利用…提出すること。」とありますが、直接ごみを搬入する者への処理手数料徴収業務における運営事業者の所掌業務は、計量棟における受付事務での收受のみであることを確認させて下さい(例えば、後納制度対象事業者の選定は発注者の管理範囲であり、債権回収の責任は負いかねます。従いまして、これらの請求及び收受は発注者の業務範囲として頂きますようお願い致します。)	お見込みのとおり、運営事業者の業務範囲は要求水準書に記載の範囲です。後納制度利用に係る処理手数料の徴収は、発注者が行います。
23	20	第3章 3.1.4 (1)	受付・搬入管理	柳川市及びみやま市の1日当たりの搬入台数(実績)についてご教示願います。	柳川市及びみやま市の令和元年度の1日当たりの搬入台数(実績)については以下のとおりです。 ・柳川市:約91台、みやま市:約82台。
24	20	第3章 3.1.6 (1)	処理手数料徴収	「発注者が…行うものとする。」とありますが、「有明生活環境施設組合クリーンセンター公金収納事務委託取扱要綱」の取扱内容をお示しいただけますでしょうか。「同要求水準書 16頁 第1章 第3節 1.3.1」にて、今後発注者が定める、とあるため。)	公金収納事務委託取扱要綱は、現在策定中です。 参考として「火葬施設公金収納事務委託取扱要綱」を参加資格者に対して閲覧資料として開示できるようにします。
25	20	第3章 3.1.6 (1)	処理手数料徴収	有明生活環境施設組合クリーンセンター公金収納事務委託取扱要綱に関する内容について、現時点で参考となる資料等がございましたら、提示していただくことは可能でしょうか。	No.24の回答のとおりです。
26	20	第3章 3.1.6 (2)	処理手数料徴収	「徴収した処理手数料は、…納付すること。」とありますが、当該納付に要する手数料等は、発注者にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 発注者への処理手数料の納付に際して、運営事業者に負担が生じないように配慮します。
27	20	第3章 3.1.6 (2)	処理手数料徴収	処理手数料の納付に係る費用負担の取扱いについてご教示願います。 (2)「徴収した処理手数料は、…発注者へ納付すること。」とありますが、この場合の手数料等の負担については、発注者が負担するものということよろしいでしょうか。	No.26の回答のとおりです。
28	21	第3章 3.1.8 (3)	搬入管理要領	「搬入されたごみのうち、…資源化を行うこと。」とありますが、本施設における廃棄物の所有権は発注者に帰属されるため、運営事業者にて資源化を行うことはできないものと思料致します。従いまして、当該廃棄物を受け入れた場合の対応は、発注者に引き渡すのみとして頂けないでしょうか。	運営事業者において資源化することを意図したものではありません。 搬入されたごみのうち資源化が可能なものについては、発注者において資源化を行うため、運営事業者にて一時保管いただくことを意図したものです。 なお、一時保管場所や保管方法等の具体的な内容については、発注者と運営事業者で協議の上、定めます。
29	21	第3章 3.1.8 (5)	搬入管理要領	「発注者は、…その検査に協力すること。」とありますが、当該協力の内容に応じて、人員の配置人数を検討する必要があるため、必要な協力人員数や当該検査の頻度・実施時期(曜日・時間帯)、1回当たりの検査台数等の検査要領をご教示願います。	展開検査は発注者で不定期に実施します。 運営事業者に協力を依頼する内容は、検査スペースの確保や、車両の誘導等、通常作業を大きく逸脱しない範囲にとどめる予定です。 なお、具体的な要領については、発注者と運営事業者で協議の上、定めます。

6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
30	22	第4章 4.1.2 1)	年度別搬入計画量	「年度別搬入計画量は、…に示す。」とありますが、ごみを搬入する車両(一般持込車両、収集車両)の各月別台数実績をご教示願います。	各市の令和元年度の実績を添付資料に示します。
31	23	第4章 4.1.2 5) (2)	車両等	「発注者が所有する…運営事業者の業務範囲とする。」とありますが、本車両の更新が必要となった場合は、発注者にて対応頂けるものと理解してよろしいでしょうか(帰責事由が運営事業者にある場合は除く。)	お見込みのとおりです。 更新が必要となった場合は、帰責事由が運営事業者にある場合を除き、発注者にて対応します。
32	23	第4章 4.1.2 6) (1)	敷地の使用	「運営事業者の駐車場は、…利用すること。」とありますが、本臨時駐車スペースは、無償で利用できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	23	第4章 4.1.2 6) (1)	敷地の使用	「なお、ひまわり園の開園期間…利用すること。」とありますが、臨時駐車スペースを利用する場合には、無償で利用できるでしょうか。	No.32のとおりです。
34	23	第4章 4.1.2 7) (2)	車両動線	「非常時の動線…報告すること。」とありますが、非常時の動線は運営事業者にて計画し、発注者の了承のもと実施するものとして頂けませんでしょうか。	ご提案のとおりとします。
35	26	第4章 4.1.13 (5)	用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理	「本施設の…運営事業者が支払うものとする。」とありますが、以下の事項をご教示願います。  ①発注者執務スペースにおける上水及び下水、各種用役等(電力含む)の利用状況は運営事業者でコントロールできないため、当該費用を運営事業者にて適正に見積ることは困難です。つきましては、参加者間の積算条件の公平性を確保するため、本事業で見込むべき上水及び下水、各種用役等(電力含む)に係る費用をご教示願います(難しい場合は、運営事業者の経験則から算出致しますが、当該算出の上限を超過しないよう、適正使用にご協力頂けるものと理解してよろしいでしょうか。)(「業務委託契約書 6頁 第16条」も同様。)  ②「なお、電力は発注者が契約する…」とありますが、契約条件(契約電力・料電気金)についてご教示願います。	①参加資格者に開示する閲覧資料「実施設計図書(実施設計仕様書)」において、用役収支等が掲載されていますので、これを参考として費用を算出してください。また、発注者執務スペースにおける上水や電力は適正使用に協力します。  ②電力の契約は、九州電力との契約を予定しております。現時点で契約条件が整っておりません。参加資格者に開示する閲覧資料「実施設計図書(実施設計仕様書)」において、用役収支等が掲載されていますので、これを参考としてください。
36	28	第5章 5.1.7 (3)	補修の実施 建築物・建築設備の保全	「発注者が管理する範囲…連絡すること。」とありますが、下線部の範囲を具体的にお示しください。	主に発注者が使用する管理棟2階の各部屋を意図しています。 具体的には、参加資格者に開示する閲覧資料No.18のうち、「発注者が実施する機械警備の範囲」に含まれる範囲が相当します。
37	29	第5章 5.1.8 (1)	見学者説明用展示物の維持管理	「管理棟・工場棟に…補修すること。」とありますが、運営事業期間中は、建設工事請負事業者の性能保証期間中かと存じますので、運営事業者の帰責事由によらない場合は、この限りではないと理解してよろしいでしょうか。	汚損・破損の原因者が特定されない場合に限り、運営事業者において補修することを意図したものです。 なお、汚損・破損の原因者が特定できる場合は、その原因者が補修することになります。
38	36	第10章 10.1.1	本施設の関連業務	「運営事業者は、…対応すること。」とありますが、発注者にて実施することが合理的と認められる場合は、この限りではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
39	36	第10章 10.1.3 (2)	清掃	「運営事業者による清掃は本施設全体を対象範囲とする。」とありますが、防犯・情報管理の観点から発注者の執務スペースは除いて行うことが一般的であると思料しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	発注者の執務スペースも含めるものとします。清掃の対象範囲は、55頁の別紙9を参照してください。 発注者の執務スペースの清掃に関する具体的な方法については、発注者と運営事業者で協議の上、定めます。
40	36	第10章 10.1.4 (3)	植栽管理	「除草は……開園前に実施すること。」とありますが、ひまわり園の開園時期につきましては、発注者よりお知らせ頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ひまわり園の開園時期については、37頁を参照してください。 具体的な開園期間については、発注者より連絡します。
41	36	第10章 10.1.5 (3)	防火管理	「防火管理は、…対象範囲とすること。」とありますが、発注者職員が常駐する時間帯は、防犯・情報管理の観点から発注者の執務スペースは除いて行うことが一般的であると思料しますが、当該範囲については発注者にて対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	発注者職員の職務中も含め、防火管理の対象範囲としてください。
42	36	第10章 10.1.5 (4)	防火管理	「消防計画を作成し、消防署へ届け出ること。」とありますが、「同要求水準書 36頁 第10章 10.1.5 (1)」に基づき、運営事業者において防火管理者を設置することになった場合、適用されるものと理解してよろしいでしょうか(「消防法施行令第3条の2」により、消防計画の作成及び届出は防火管理者の義務と理解しております。)	お見込みのとおりです。
43	36	第10章 10.1.9	住民対応	現在、定期的開催されている周辺住民との協議があれば、頻度と内容についてご教示願います。	現在、年に1、2回の頻度で周辺住民と協議を行っており、主に本施設に関する建設工事の進捗状況を報告しています。
44	36	第10章 10.1.12	運営状況のモニタリング	連絡調整会議(仮称)の開催頻度をご教示願います。	現時点において、開催頻度は未決定ですが、最低でも毎月1回は想定しています。
45	45	別紙1	業務範囲概要(参考)(5/5)	③防火管理における「管理権原者の配置」が運営事業者の所掌とされていますが、消防法第8条に基づき、本権原者は、本施設の管理について権原を有する者であると思料致しますので、発注者の所掌として頂けないでしょうか。	防火管理の最終責任者(管理権原者)については、消防との協議に基づくものとします。

7. 運營業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	3	第5条 第2項	契約の保証	契約期間に亘る履行保証保険の加入は保険料が高くなり経済的ではないため一般的ではありません。つきましては、加入は各年度ごととし、当該年度の開始前までに当該年度の委託料の10分の1の額以上の保証を付すという条件とさせていただきますでしょうか。	保険の加入は、単年度ごとで構いません。ただし、各年度の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額については、当該年度の委託金額を[10]で除した額以上としてください。
2	5	第10条 第4項	業務委託及び業務の留意事項	「受託者は、…行わなければならない。」とありますが、前段につきましては、「要求水準書 5頁 第1章 第1節 1.2.9」にあるような、会議室の貸し出しなど通常業務に支障のない範囲で協力をするものと理解してよろしいでしょうか。	「6. 要求水準書に関する質問に対する回答」No.6のとおりです。
3	5	第12条	許認可の取得	「受託者は、…行わなければならない。」とありますが、発注者にて実施することが合理的と認められる場合は、この限りではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、現時点で発注者にて取得することが合理的と考える当該事項はないため、事案が発生した場合は、発注者と受託者で協議の上、判断します。
4	6	第14条 第1項	指示監督等	「発注者は、…できる。」とありますが、当該指示及び監督等がなされる場合は、その必要性について事前に受託者へご説明いただけると理解してよろしいでしょうか(「同業務委託契約書 13頁 第38条 第2項及び第3項」も同様。)	お見込みのとおりです。

7. 運營業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
5	6	第16条	用役に係る費用負担	貴組合ご予定される電力契約の条件をお示しいただけませんでしょうか。	「6. 要求水準書に関する質問に対する回答」No.35のとおりです。
6	8	第20条 第2項	人員の確保	「受託者は、…運営準備期間の開始日からの本施設の正式稼働に支障のないよう準備…」とありますが、本項に“運営準備期間中において十分に教育・訓練を実施し本施設の運転に習熟させ”とあるため、本施設の正式稼働に支障のない状態で準備するのは、「運営事業期間の開始日から」として頂けないでしょうか。	原文のままとします。 運営準備期間(運營業務委託契約締結の翌日から令和4年2月28日)において十分に教育・訓練を実施し本施設の運転に習熟させ、本施設の正式稼働(令和4年3月1日)に支障のないよう準備を行ってください。
7	8	第21条 第2項	試運転	試運転期間中の従事者への教育・訓練は基本的に受託者にて行いますが、本施設の運転操作に関する範囲は、建設工事請負事業者により実施されるものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、当該教育・訓練の実施時期をご教示願います。	お見込みのとおりです。 当該教育・訓練の実施時期については、受託後に建設工事請負事業者も交えて協議・計画するものとします。
8	8	第22条 第1項	統括責任者の関与	「受託者は、…させなければならない。」とありますが、本施設の運転・維持管理マニュアルは建設工事請負事業者にて作成されるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には建設工事請負業者で作成されますが、本施設の運営管理に携わる統括責任者もマニュアル作成に関与していただくことを意図したものです。
9	10	第29条 第3項	処理不適物の取扱	「受託者は、…に従う。」とありますが、受託者が排除した処理不適物の搬入者が特定できた場合は、「要求水準書 21頁 第3章 3.1.9 (3)」にもある通り、受託者は発注者へ連絡し、当該不適物の返還は発注者にて行って頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	10	第29条 第4項	処理不適物の取扱	ピット火災などの場合は、リチウムイオンバッテリーがパッカー車で搬入されるごみに紛れている可能性もあり、原因となった処理不適物の特定自体が困難な例も考えられます。つきましては、受託者が処理不適物の混入により生じた故障費用の負担するのは、受託者に責がある場合のみとしていただけませんか。	原文のままとします。
11	11	第31条 第2項	発電及び温水の供給	その余剰電力を電力会社等に売電する」とありますが、電力の売却先は発注者にて選定し、発注者が契約するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	15	第45条 第2項	費用負担	「前項に定める…該当するものとする。」とありますが、本施設の設計施工の瑕疵によるトラブルがあった場合は、前項に限らず、本業務委託契約の全てにおいて不可抗力として取り扱うものと理解してよろしいでしょうか。	第45条第2項に規定する条件に該当する場合は、本施設の設計施工の瑕疵を不可抗力として取り扱います。 本施設の設計施工の瑕疵によるトラブルの取り扱いについては、第19条によるものとします。
13	22	第62条 第2項	不可抗力による解除	「前項により…するものとする。」とありますが、発注者にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	22	第63条 第1項	発注者が提供した書類等の著作権	「発注者が…帰属する。」とありますが、本業務の履行に必要な範囲においては、無償で使用することをお認め頂けると理解してよろしいでしょうか(本業務の一部を第三者に委託する場合等)。	お見込みのとおりです。
15	22	第64条 第2項	著作権の利用等	成果物には公表されることで受託者の競争的地位を害する情報が含まれている可能性があるため、公表する範囲は必要な範囲のみとし、事前に公表する範囲と内容について協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、公表・非公表及び公表の範囲の最終的な判断は、発注者が行うものとします。
16	23	第68条 第3項	秘密保持義務	秘密情報には公表されることで受託者の競争的地位を害する情報が含まれている可能性があるため、公表する範囲は必要な範囲のみとし、事前に公表する範囲と内容について協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、公表・非公表及び公表の範囲の最終的な判断は、発注者が行うものとします。

7. 運營業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
17	27	別紙2	搬入管理におけるトラブル発生時の対応	「計量装置の異常によって計量不能になり、搬入者から処理手数料を徴収できなかった場合」と「計量ミスや釣り銭ミスによる、処理手数料の誤徴収」における対応は受託者とされていますが、受託者の責めに帰る場合に適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 受託者の責めに帰すことのできない事由による場合は適用しません。
18	30	別紙3 3(3)ア	業務改善にかかるペナルティ	「発注者は、…ペナルティを課す。」とありますが、当該猶予期間は、当該既定の是正勧告の各回ごとに原則30日間の猶予期間が与えられるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	30	別紙3 3(3)イ	稼働停止にかかるペナルティ	「本施設の…改善期間内に…」とありますが、下線部は「猶予期間」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 【添付資料】

「6. 要求水準書に関する質問に対する回答 No.30 に係る添付資料

令和元年度	柳川市			みやま市		
	合計（台）	一般持込等 車両	収集車両	合計（台）	一般持込等 車両	収集車両
4月	2,531	1,625	906	1,773	1,478	295
5月	2,528	1,641	887	2,256	1,963	293
6月	2,445	1,541	904	1,535	1,275	260
7月	2,350	1,369	981	1,784	1,490	294
8月	2,262	1,328	934	1,820	1,528	292
9月	2,315	1,451	864	1,746	1,469	277
10月	2,663	1,716	947	1,951	1,660	291
11月	2,315	1,444	871	1,743	1,467	276
12月	2,427	1,482	945	2,112	1,817	295
1月	2,044	1,151	893	1,372	1,079	293
2月	1,975	1,143	832	1,366	1,106	260
3月	2,355	1,447	908	1,856	1,561	295
計	28,210	17,338	10,872	21,314	17,893	3,421